

議案第 1 号

教育委員会の決裁権限を教育長が臨時
に代理したことの承認を求めること
について

(教育総務課)

議案第 1 号

川越市教育委員会職員の職名に関する規則及び川越市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについて

1 制定改廃の必要性（趣旨又は目的）

教育委員会における新たな職の設置に伴う必要な規定の整備を行うものです。

2 制定改廃の概要

新たに技術職員の課長及び調整幹の職を設置することに伴う規定の整備をしようとするものです。

3 効果

適正な事務の執行を図ることができます。

4 施行日について

この規則は、令和7年4月1日から施行しようとするものです。

川越市教育委員会職員の職名に関する規則及び川越市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

(川越市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正)

第1条 川越市教育委員会職員の職名に関する規則（平成9年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表事務職員の項中「副主幹」の次に「調整幹」を加え、同表技術職員の項中「副課長」の前に「課長」を加える。

(川越市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第2条 川越市教育委員会事務局組織規則（平成19年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表部の部参事の項の次に次のように加える。

調整幹	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、職員を指揮監督する。
-----	-------------------------------

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 号

川越市教育委員会職員の職名に関する規則及び川越市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについて新旧対照

改 正 案	現 行
-------	-----

第 1 条 川越市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正

第 2 条 指導主事、事務職員、技術職員、校長及び教員の職名は、次のとおりとする。

種類	職名
指導主事 略	
事務職員	部長 理事 副部長 参事 室長 課長 館長 事務長 副参事 副課長 主幹 所長 副所長 副館長 副主幹 調整幹 主査 指導主事 主任 主事
技術職員	課長 副課長 主幹 副主幹 主査 主任 技師
校長～教員 略	

第 2 条 指導主事、事務職員、技術職員、校長及び教員の職名は、次のとおりとする。

種類	職名
指導主事 略	
事務職員	部長 理事 副部長 参事 室長 課長 館長 事務長 副参事 副課長 主幹 所長 副所長 副館長 副主幹 _____ 主査 指導主事 主任 主事
技術職員	_____ 副課長 主幹 副主幹 主査 主任 技師
校長～教員 略	

第 2 条 川越市教育委員会事務局組織規則の一部改正

第 5 条 1 略

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の左欄に掲げる事務局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

第 5 条 1 略

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の左欄に掲げる事務局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

部	副部長～参事 略	
	調整幹	上司の命を受け、担任する事務を 掌理し、職員を指揮監督する。
課 略		

3及び4 略

部	副部長～参事 略	
課 略		

3及び4 略

議案第 2 号

教育委員会の決裁権限を教育長が臨時
に代理したことの承認を求めること
について

(教育総務課)

議案第 2 号

川越市教育委員会事務局処務規程及び川越市教育委員会職員の人事評価の基準、方法等に関する規程の一部を改正する規程を定めることについて

1 制定改廃の必要性（趣旨又は目的）

教育委員会における、新たな職の設置に伴う必要な規定の整備を行うものです。

2 制定改廃の概要

新たに調整幹の職を設置することに伴う規定の整備をしようとするものです。

3 効果

適正な事務の執行を図ることができます。

4 施行日について

この規程は、令和7年4月1日から施行しようとするものです。

川越市教育委員会事務局処務規程及び川越市教育委員会職員の人事評価の基準、方法等に関する規程の一部を改正する規程

(川越市教育委員会事務局処務規程の一部改正)

第1条 川越市教育委員会事務局処務規程（平成元年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の表部長共通専決事項の部8の項中「課長」の次に「並びに調整幹」を加え、同部9の項中「教育センター所長」の次に「並びに調整幹」を加え、同部12の項中「という。）」の次に「並びに調整幹」を加え、同部12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、第9の項の次に次の1項を加える。

(10) 調整幹の時間外、休日及び夜間の勤務命令に関すること。

第3条の表教育総務部長専決事項の部1の項中「理事等」の次に「並びに調整幹」を、「以下の職員」の次に「(調整幹を除く。）」を加え、「第22号」を「第21号」に改め、同部2の項中「超える」の次に「もの並びに調整幹の」を加え、同表課長共通専決事項の部6の項中「以下の職員」の次に「(調整幹を除く。）」を加え、同部7の項中「職員(」の次に「調整幹並びに」を加え、同部8の項中「以下の職員」の次に「(調整幹を除く。）」を加え、同部9の項中「職員(」の次に「調整幹並びに」を加え、同部10の項中「以下の職員」の次に「(調整幹を除く。）」を加え、同表教育総務課長専決事項の部6の項及び7の項中「以下の職員」の次に「(調整幹を除く。）」を加える。

(川越市教育委員会職員の人事評価の基準、方法等に関する規程の一部改正)

第2条 川越市教育委員会職員の人事評価の基準、方法等に関する規程（平成28年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の項被評価者の欄中「課長、副参事、参事、副部长又はこれらに相当する」を「副部长、参事、課長、副参事若しくはこれらに相当する職又は調整幹の」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 2 号

川越市教育委員会事務局処務規程及び川越市教育委員会職員の人事評価の基準、方法等に関する規程の一部を改正する規程新旧対照

改 正 案	現 行
<p>第 1 条 川越市教育委員会事務局処務規程の一部改正</p>	
<p>第 3 条 部長、課長、副参事及び副課長（これに相当する職にある者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>部長共通専決事項</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 副部長及び課長並びに調整幹の事務引継ぎに関すること。</p> <p>(9) 部長、副部長、参事、課長、中央公民館長、中央図書館長、博物館長、市立川越高等学校事務長及び教育センター所長並びに調整幹（以下「部長等」という。）の 3 日以内並びに副参事、副課長以下の職員及び附属機関の委員等以外の非常勤特別職職員の 4 日以上の旅行命令に関すること。</p> <p>(10) 調整幹の時間外、休日及び夜間の勤務命令に関すること。</p> <p>(11)及び(12)略</p> <p>(13) 理事（川越市教育委員会事務局組織規則（平成19年教育委員会規則第 2 号）第 5 条第 3 項に規定する理事をいう。以下同じ。））、副部長、参事、課長、中央公民館長、中央図書館長、</p>	<p>第 3 条 部長、課長、副参事及び副課長（これに相当する職にある者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>部長共通専決事項</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 副部長及び課長_____の事務引継ぎに関すること。</p> <p>(9) 部長、副部長、参事、課長、中央公民館長、中央図書館長、博物館長、市立川越高等学校事務長及び教育センター所長_____（以下「部長等」という。）の 3 日以内並びに副参事、副課長以下の職員及び附属機関の委員等以外の非常勤特別職職員の 4 日以上の旅行命令に関すること。</p> <hr/> <p>(10)及び(11) 略</p> <p>(12) 理事（川越市教育委員会事務局組織規則（平成19年教育委員会規則第 2 号）第 5 条第 3 項に規定する理事をいう。以下同じ。））、副部長、参事、課長、中央公民館長、中央図書館長、</p>

博物館長、市立川越高等学校事務長及び教育センター所長（以下「理事等」という。）並びに調整幹の欠勤に関すること。

教育総務部長専決事項

- (1) 理事等並びに調整幹の1月未満の特別休暇（条例第14条第2項第3号、第8号及び第11号に規定するものを除く。）並びに副参事及び副課長以下の職員（調整幹を除く。）の特別休暇（条例第14条第2項第14号、第15号及び第21号に規定するものに限る。）の承認に関すること。
- (2) 理事等の1月未満並びに副参事及び副課長以下の職員の2日を超えるもの並びに調整幹の病気休暇の承認に関すること。

(3)～(5) 略

学校教育部長専決事項 略

課長共通専決事項

- (1)～(5) 略
- (6) 副参事、副課長以下の職員（調整幹を除く。）及び附属機関の委員等以外の非常勤特別職職員の3日以内の旅行命令に関すること。
- (7) 副参事及び副課長以下の職員（調整幹並びに副課長共通専決事項の部(1)の項に規定する職員及び学童保育室の職員を除く。）の年次有給休暇に関すること。
- (8) 副参事及び副課長以下の職員（調整幹を除く。）の特別休暇（条例第14条第2項第8号及び第11号に規定するものに限る。）及び欠勤に関すること。
- (9) 副主幹以下の職員（調整幹並びに副課長共通専決事項の部

博物館長、市立川越高等学校事務長及び教育センター所長（以下「理事等」という。）_____の欠勤に関すること。

教育総務部長専決事項

- (1) 理事等_____の1月未満の特別休暇（条例第14条第2項第3号、第8号及び第11号に規定するものを除く。）並びに副参事及び副課長以下の職員_____の特別休暇（条例第14条第2項第14号、第15号及び第22号に規定するものに限る。）の承認に関すること。
- (2) 理事等の1月未満並びに副参事及び副課長以下の職員の2日を超える_____病気休暇の承認に関すること。

(3)～(5) 略

学校教育部長専決事項 略

課長共通専決事項

- (1)～(5) 略
- (6) 副参事、副課長以下の職員_____及び附属機関の委員等以外の非常勤特別職職員の3日以内の旅行命令に関すること。
- (7) 副参事及び副課長以下の職員（_____副課長共通専決事項の部(1)の項に規定する職員及び学童保育室の職員を除く。）の年次有給休暇に関すること。
- (8) 副参事及び副課長以下の職員_____の特別休暇（条例第14条第2項第8号及び第11号に規定するものに限る。）及び欠勤に関すること。
- (9) 副主幹以下の職員（_____副課長共通専決事項の部

(2)の項に規定する職員及び学童保育室の職員を除く。)の時間外、休日及び夜間の勤務命令に関すること。

(10) 副参事及び副課長以下の職員(調整幹を除く。)の職務専念義務の免除に関すること。

(11)～(14) 略

教育総務課長専決事項

(1)～(5) 略

(6) 副参事及び副課長以下の職員(調整幹を除く。)の特別休暇(条例第14条第2項第3号、第8号、第11号、第14号、第15号及び第22号に規定するものを除く。)の承認に関すること。

(7) 副参事及び副課長以下の職員(調整幹を除く。)の2日以内の病気休暇の承認に関すること。

(8) 略

教育財務課長専決事項～副課長共通専決事項 略

2及び3 略

(2)の項に規定する職員及び学童保育室の職員を除く。)の時間外、休日及び夜間の勤務命令に関すること。

(10) 副参事及び副課長以下の職員_____の職務専念義務の免除に関すること。

(11)～(14) 略

教育総務課長専決事項

(1)～(5) 略

(6) 副参事及び副課長以下の職員_____の特別休暇(条例第14条第2項第3号、第8号、第11号、第14号、第15号及び第22号に規定するものを除く。)の承認に関すること。

(7) 副参事及び副課長以下の職員_____の2日以内の病気休暇の承認に関すること。

(8) 略

教育財務課長専決事項～副課長共通専決事項 略

2及び3 略

第2条 川越市教育委員会職員の人事評価の基準、方法等に関する規程の一部改正

別表（第4条関係）

所属	被評価者	1次評価者	2次評価者	調整
1 2から7までに掲げる所属以外の所属	主査～主幹又はこれらに相当する職にある者	略		
	副部長、参事、課長、副参事若しくはこれらに相当する職又は調整幹の職にある者	部長		教育長
	部長	略		
2～7	略			

別表（第4条関係）

所属	被評価者	1次評価者	2次評価者	調整
1 2から7までに掲げる所属以外の所属	主査～主幹又はこれらに相当する職にある者	略		
	課長、副参事、参事、副部長又はこれらに相当する職にある者	部長		教育長
	部長	略		
2～7	略			

議案第3号

川越市小堤集会所運営委員会委員を委嘱する
ことについて **(非公開)**

(地域教育支援課)

議案第4号

川越市立図書館協議会委員を委嘱する
ことについて **(非公開)**

(中央図書館)

議案第5号

川越市立川越高等学校教育審議会委員
を委嘱することについて**(非公開)**

(学校管理課)

議案第6号

川越市就学支援委員会委員を委嘱する
ことについて**(非公開)**

(教育センター)

報告事項(1)

川越市教育委員会教育長職務代理者の
指名について

(教育総務課)

報告事項(1)

川越市教育委員会教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、下記の教育委員を教育長職務代理者として指名したため報告する。

記

1 氏 名 飯島 希

2 指名年月日 令和 7 年 4 月 1 日

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育長）

第 13 条

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

報告事項(2)

川越市立博物館の博物館登録について

(博物館)

川越市立博物館の博物館登録について（報告）

令和7年3月26日付けで川越市立博物館が博物館登録原簿に登録されましたので御報告いたします。なお、経緯等については下記のとおりです。

記

1 博物館登録の経緯について

川越市立博物館は平成4年12月8日付けで博物館登録されておりましたが、令和5年4月1日の改正博物館法施行に伴いあらためて埼玉県教育委員会に登録申請を行い、今般登録を受けたものです。なお、川越市立博物館は旧博物館法により博物館の登録を受けていることから、改正法の規定により施行から5年間は登録博物館とみなされておりました。

2 博物館登録のメリットについて

国が定めた要件を備えた館と認められることで、引き続き資料の借用、調査研究の情報交換など博物館同士の信用度が確保され、効果的な事業運営を図ることが期待できます。



登録博物館証書

報告事項(3)

市内小学校におけるいじめ重大事態の
発生について **(非公開)**

(教育指導課)